

総務企画局債権対策部会設置要領

(目的)

第1条 川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第4条及び川崎市債権対策本部設置要綱（平成26年3月19日付け25川財滞第43号）第7条の規定に基づき、総務企画局が所管する債権（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項各号に掲げる債権を除く。以下「総務企画局所管債権」という。）の管理の適正化を図ることを目的として、総務企画局債権対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総務企画局所管債権の債権対策に関する進捗状況の把握に関すること。
- (2) 総務企画局所管債権の収入状況の把握に関すること。
- (3) 総務企画局所管債権の債権対策に関する情報の共有・調整に関すること。
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は、総務企画局長をもって充てる。

3 副部会長は、総務企画局総務部長をもって充てる。

4 部会員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務企画局人事部長
- (2) 総務企画局総務部庶務課長
- (3) 総務企画局人事部労務厚生課長
- (4) 総務企画局人事部総務事務センター室長

(部会長及び副部会長の職務)

第4条 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総括する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、総務企画局総務部庶務課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。